

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 06639 )

整理番号	111- 0010	調整年月日・契機	令和3年4月15日 (環境確保条例第116条第1項)			
所在地	東京都大田区久が原二丁目152番1、153番1、153番2、153番3、153番4、154番2、155番1、155番2 (地番)・ 東京都大田区久が原二丁目24番21号 (住居)					
訂正年月日・契機						
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	トヨタモビリティ東京株式会社池上久が原店 (令和2年1月31日廃止)		面積※	100 ※	m <sup>2</sup> (汚染地)	3813.4 m <sup>2</sup> (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項						
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容						
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨 (健康被害の恐れがある場合は、その旨)						
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 (埋立地特例に該当する場合は、その旨)						
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は 形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨						
備考			※条例第117条重複のため、土地の措置又は改変状況の届出については、東京都環境局「環境確保条例に基づく台帳情報公開システム」にて、条例台帳【S0129】をご確認ください。			
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和3年4月5日	ふっ素及びその化合物	含有量基準		株式会社環境管理センター	

